



「川根本町結婚新生活支援事業」

新婚さんの新生活を応援します

住宅の購入・リフォーム費、賃料、
共益費、敷金、礼金、仲介手数料



新婚生活のための
引越費用



対象世帯（以下の全ての要件を満たす世帯）

- (1) 対象期間（令和7年1月1日から令和8年3月31日）に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- (2) 婚姻日において、夫婦がともに39歳以下
- (3) 夫婦の年間所得の合計が500万円未満※1
- (4) 申請時に、夫婦が川根本町内で同居（住民登録）している
- (5) 補助金の交付を受けた日から1年以上、申請にかかる住宅に定住する意思がある
- (6) 過去に夫婦がともに本補助金の交付を受けていない
- (7) 町税の滞納がない

対象費用（支払い対象期間※2内に支払済の費用）

- ア. 住宅の購入費
- イ. 住宅のリフォーム費※3
- ウ. 住宅の家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料※4
- エ. 引越費用※5

補助金額（上限額）

- ・夫婦ともに29歳以下…1世帯あたり60万円
- ・夫婦ともに39歳以下…1世帯あたり30万円

- ※1 令和6年中に奨学金の返済を行っている場合は、令和6年の年間返済額を差し引いた額を所得額とします。
- ※2 **令和7年4月1日**から令和8年3月31日まで
- ※3 倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電の購入・設置に係る費用については対象外です。
- ※4 婚姻前から居住していた場合は、同居を開始する前に要した当該住宅に係る賃料等を除く。
- ※5 引越費用については、引越業者または運送業者に支払った費用に限りです。
- ※6 その他、詳細については、事前に下記担当課にお問い合わせください。

【申請書提出期限：令和8年3月31日まで】

～ご不明な点は、お気軽にお問合せください～（平日 8時15分～17時00分）

川根本町役場経営戦略課

電話：0547-56-2221

メール：keiei@town.kawanehon.lg.jp

申請書類はこちらからダウンロードできます

川根本町結婚新生活支援

検索



川根本町結婚新生活支援補助金 申請手続きの流れ

- 1 契約（住宅購入・リフォーム・賃借・引っ越し費用）前に対象となるか
ご相談ください／役場経営戦略課（0547-56-2221）**



- 2 次の書類を役場経営戦略課へ提出（提出期限：令和8年3月31日）**

	チェック	書 類
①		結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
②		婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
③		世帯全員の住民票の写し（本籍・続柄の記載があるもの）
④		夫婦の令和6年度（令和5年分の所得）の所得証明書
⑤		【住宅取得の場合】住宅の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書の写し
⑥		【住宅リフォームの場合】住宅のリフォーム工事請負契約書及び領収書の写し
⑦		【住宅賃借の場合】住宅の賃貸借契約書の写し
⑧		【住宅賃借の場合】賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し
⑨		【住宅賃借の場合】夫婦の住宅手当支給証明書（様式第2号）
⑩		【貸与型奨学金を返済している場合】貸与型奨学金の返済額が分かる書類
⑪		【引越費用の場合】引越に係る領収書の写し

※上記以外にも、必要と認める書類を提出いただく場合があります。



- 3 補助金の交付決定及び確定**

結婚新生活支援補助金交付決定兼確定通知書により申請者あて通知します。



- 4 請求書を提出**

通知書が届いたら、請求書（様式第4号）を記入し、役場経営戦略課へ提出してください。



- 5 補助金の振込み**

請求書の内容を確認し、補助金を申請者の口座へ振り込みます。